

## 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

### 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

一般社団法人日本建設業連合会の定める自主行動計画を踏まえ、適正取引を実行するとともに、協力会社等に対して適正取引の普及啓発と人材育成等の支援に努めます。

### 2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### 3. その他（任意記載）

当社では、企業理念「誠実進取で自ら創造し、常に社会の要請にこたえる事業を行う」に基づき、建設エンジニアリングによる価値創造を通して、持続可能な社会の実現に貢献します。

YAHAGIマイスター制度や優秀協力会社表彰・優秀職長表彰制度を設け、当社と協力会社の若手社員の合同研修会を実施するなど、協力会社との相互支援関係の強化に努めています。

2023年11月09日

(2024年01月11日更新)

(2026年01月01日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

矢作建設工業株式会社

企 業 名

代表取締役 高柳 充広

役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。